

立教大学諸規程集

立教大学編

第2編 学則

立教大学学則

施行
改正
昭和24年4月1日
昭和30年4月1日
昭和31年4月1日
昭和33年4月1日
昭和34年4月1日
昭和36年4月1日
昭和37年4月1日
昭和38年4月1日
昭和39年4月1日
昭和40年4月1日
昭和41年4月1日
昭和42年4月1日
昭和43年4月1日
昭和44年4月1日
昭和46年4月1日
昭和47年4月1日
昭和48年4月1日
昭和49年4月1日
昭和50年4月1日
昭和51年4月1日
昭和52年4月1日
昭和53年4月1日
昭和54年4月1日
昭和55年4月1日
昭和56年4月1日
1982年4月1日
1983年4月1日
1984年4月1日
1985年4月1日
1986年4月1日
1987年4月1日
1988年4月1日
1989年4月1日
1990年4月1日
1991年4月1日
1991年10月11日
1992年4月1日
1993年4月1日
1994年4月1日
1995年4月1日
1995年4月14日
1996年4月1日
1997年4月1日
1998年4月1日
1999年4月1日
2000年4月1日
2001年4月1日
2002年4月1日
2003年4月1日
2004年4月1日
2005年4月1日
2006年4月1日
2007年4月1日
2008年4月1日
2009年4月1日
2010年4月1日
2011年4月1日
2012年4月1日

第1章 総 則

第1条 本大学は、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、学校教育法により学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めることを目的とする。

2 学部ごとの、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表7のとおりとする。

第2条 本大学に学部および大学院を置く。

第3条 本大学の学部、学科およびその収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
文 学 部	キ リ ス ト 教 学 科	43名		172名
	英 米 文 学 科		募集停止	
	史 学 科	194名		776名
	心 理 学 科		募集停止	
	教 育 学 科	100名		400名
	日 本 文 学 科		募集停止	
	フ ラ ン ス 文 学 科		募集停止	
	ド イ ツ 文 学 科		募集停止	
文 学 科	463名		1,852名	
計	800名		3,200名	
経 済 学 部	経 済 学 科	295名		1,180名
	経 営 学 科		募集停止	
	会 計 フ ァ イ ナ ン ス 学 科	155名		620名
	経 済 政 策 学 科	155名		620名
計	605名		2,420名	
理 学 部	数 学 科	60名		240名
	物 理 学 科	70名		280名
	化 学 科	70名		280名
	生 命 理 学 科	65名		260名
	計	265名		1,060名
社 会 学 部	社 会 学 科	155名		620名
	産 業 関 係 学 科		募集停止	
	現 代 文 化 学 科	155名		620名
	メ デ ィ ア 社 会 学 科	155名		620名
計	465名		1,860名	
法 学 部	法 学 科	325名		1,300名
	国 際 ・ 比 較 法 学 科		募集停止	
	政 治 学 科	100名		400名
	国 際 ビ ジ ネ ス 法 学 科	105名		420名
計	530名		2,120名	
観 光 学 部	観 光 学 科	175名		700名
	交 流 文 化 学 科	160名		640名
	計	335名		1,340名
コ ミ ュ ニ テ ィ 福 祉 学 部	コ ミ ュ ニ テ ィ 福 祉 学 科		募集停止	
	福 祉 学 科	140名		560名
	コ ミ ュ ニ テ ィ 政 策 学 科	140名		560名
	ス ポ ー ツ ウ ェ ル ネ ス 学 科	95名		380名
計	375名		1,500名	
経 営 学 部	経 営 学 科	210名		840名
	国 際 経 営 学 科	140名		560名
	計	350名		1,400名
現 代 心 理 学 部	心 理 学 科	130名		520名
	映 像 身 体 学 科	160名		640名
	計	290名		1,160名
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学科	115名		460名
合 計		4,130名	0名	16,520名

第4条 1年次から同一学部・学科・専修に在学する者の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

2 2年次に編入学または転部・転科した者の当該学部・学科の修業年限は3年とする。ただし、在学年数は7年を超えることができない。

3 3年次に編入学または転部・転科・転専修した者の当該学部・学科・専修の修業年限は2年とする。ただし、在学年数は6年を超えることができない。

第5条 1年次から同一学部・学科・専修に4年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者には学士の学位を授与する。

2 2年次に編入学または転部・転科した場合、当該学部・学科に3年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者には学士の学位を授与する。

3 3年次に編入学または転部・転科・転専修した場合、当該学部・学科・専修に2年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者には学士の学位を授与する。

4 学部・学科において授与する学士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻 分 野 名
文学部	キリスト教学科 英米文学科 史学科 心理学科 教育学科 日本文学科 フランス文学科 ドイツ文学科 文学科	文学
経済学部	経済学科 経営学科 会計ファイナンス学科 経済政策学科	経済学
理学部	数学科 物理学科 化学科 生命理学科	理学
社会学部	社会学科 産業関係学科 現代文化学科 メディア社会学科	社会学
法学部	法学科 国際・比較法学科	法学
	政治学科	政治学
	国際ビジネス法学科	法学
観光学部	観光学科 交流文化学科	観光学
コミュニティ福祉学部	コミュニティ福祉学科 福祉学科 コミュニティ政策学科	コミュニティ福祉学
	スポーツウエルネス学科	スポーツウエルネス学
経営学部	経営学科 国際経営学科	経営学
現代心理学部	心理学科	心理学
	映像身体学科	映像身体学
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学科	異文化コミュニケーション学

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7条 学年を分けて次の2期とする。
前 期 4月1日から9月30日まで
後 期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日 曜 日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (3) 本大学創立記念日 5月5日
 - (4) 春季休業 2月上旬から3月下旬まで
 - (5) 夏季休業 7月下旬から9月中旬まで
 - (6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで
- 2 前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることがある。

第2章 教育課程

第1節 単位

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 輪講、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の結果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第10条 学生は、第13条から第18条の6に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 授業科目は、全学共通カリキュラムおよび専門教育科目は配当年次の指定科目を除き全年次において履修させる。

第10条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

第10条の3 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が行う短期大学または高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第10条の4 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が本大学に入学する前に、大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が本大学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転部等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第10条の2第1項および第2項ならびに前条第1項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第11条 小学校、中学校、高等学校教諭1種免許状取得希望者は、各学部・学科・専修に配置された教科に関する専門教育科目および文学部教育学科に配置された小学校、中学校、高等学校教育職員免許状取得に必要な教職に関する専門教育科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本大学の各学部・学科・専攻・専修において取得できる教育職員免許状の種類および免許教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	種 類 ・ 教 科		
		小学校教諭 1種免許状	中学校教諭 1種免許状	高等学校教諭 1種免許状
文 学 部	キ リ ス ト 教 学 科		社 会 教 育	地 理 歴 史 ， 公 民 教 育
	英 米 文 学 科		英 語	英 語
	史 学 科		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民
	心 理 学 科		社 会	公 民
	教 育 学 科			
	教 育 学 専 攻 課 程 初 等 教 育 専 攻 課 程	小 学 校	社 会	公 民
	日 本 文 学 科		国 語	国 語
	フ ラ ン ス 文 学 科		フ ラ ン ス 語	フ ラ ン ス 語
	ド イ ツ 文 学 科		ド イ ツ 語	ド イ ツ 語
	文 学 科			
	英 米 文 学 専 修		英 語	英 語
	ド イ ツ 文 学 専 修		ド イ ツ 語	ド イ ツ 語
	フ ラ ン ス 文 学 専 修		フ ラ ン ス 語	フ ラ ン ス 語
日 本 文 学 専 修		国 語	国 語	
文 芸 ・ 思 想 専 修		国 語	国 語	
経 済 学 部	経 済 学 科		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民 業 商
	経 営 学 科		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民 業 商
	会 計 フ ァ イ ナ ン ス 学 科		社 会	公 民 ， 商 業
	経 済 政 策 学 科		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民 業 商
理 学 部	数 学 科		数 学 科	数 学 ， 情 報 理 科
	物 理 学 科		理 科	理 科
	化 学 科		理 科	理 科
	生 命 理 学 科		理 科	理 科
社 会 学 部	社 会 学 科		社 会	公 民
	産 業 関 係 学 科		社 会	公 民 ， 情 報
	現 代 文 化 学 科		社 会	公 民
	メ デ ィ ア 社 会 学 科		社 会	公 民
法 学 部	法 学 科		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民
	国 際 ・ 比 較 法 学 科		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民
	政 治 学 科		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民
	国 際 ビ ジ ネ ス 法 学 科		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民
観 光 学 部	観 光 学 科 (2005 年 度 以 前 入 学 者)		社 会	公 民 ， 商 業
	観 光 学 科 (2006 年 度 以 降 入 学 者)		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民 業 商
	交 流 文 化 学 科		社 会	地 理 歴 史 ， 公 民 業 商
コ ミ ュ ニ テ ィ 福 祉 学 部	コ ミ ュ ニ テ ィ 福 祉 学 科		社 会	公 民 ， 福 祉
	福 祉 学 科		社 会	公 民 ， 福 祉
	コ ミ ュ ニ テ ィ 政 策 学 科		社 会	公 民
	ス ポ ー ツ ウ ェ ル ネ ス 学 科		保 健 体 育	保 健 体 育
経 営 学 部	経 営 学 科		社 会	公 民
	国 際 経 営 学 科		社 会	公 民
現 代 心 理 学 部	心 理 学 科			公 民
異 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	異 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科		英 語	英 語

3 削除

4 免許教科「情報」および「福祉」は2000年度以降入学者が取得できる。

第12条 学芸員の資格を取得しようとする者は、各学部・学科所定の単位のほか、第19条に定められた博物館に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

博物館に関する科目およびその単位は、第10条に規定する授業科目および単位には含まれ

- ない。
- 2 司書の資格および司書教諭の資格を取得しようとする者は、第 19 条に定められた図書館に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
図書館に関する科目およびその単位は、第 10 条に規定する授業科目および単位には含まれない。
- 3 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、第 19 条に定められた社会教育に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
社会教育に関する科目およびその単位は、第 10 条に規定する授業科目および単位には含まれない。

第 13 条～第 19 条 省略

第 3 章 試験

第 20 条 削除

第 21 条 試験は、各授業科目について行い、合格、不合格を定める。

- 2 試験成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とし、60 点未満を不合格とする。
- 3 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

第 22 条 忌引その他の事由により試験を受けることができなかつた者のために、追試験を行うことがある。

第 23 条 休学中は、試験を受けることができない。

第 4 章 入学、編入学、休学、復学、退学、再入学および除籍

第 24 条 本大学の 1 年次に入学を許可する者は、次の各号の一に該当する者で選抜試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 23 年文部省告示第 47 号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) その他相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学において認められた者

第 24 条の 2 立教新座高等学校、立教池袋高等学校および日本聖公会関係の各高等学校または本大学の推薦入学者制度の指定を受けた高等学校の卒業生中当該学校長の推薦した者については、第 24 条の規定にかかわらず選抜試験の一部または全部を免除することができる。

第 25 条 2 年次以上に編入学または転部・転科・転専修を許可する者は、別に定める本大学の編入学または転部・転科・転専修の資格を有し、かつ、本大学で行う選抜試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

第 26 条 第 24 条による入学資格を有しない外国人であつて在外公館の推薦ある者は、審査の上、学修を許可することがある。

- 2 前項により学修を許可された者は、第 5 条を除き本学則を準用する。

第 27 条 入学期は、学年の初めとする。

- 2 第 50 条の 2 に規定する特別外国人学生の入学期は、各学期の初めとすることができる。

第 28 条 入学志願者は、入学願書、出身学校長証明の調査書、写真を提出し、かつ、別表 2 の 1 による入学検定料を納めなければならない。

第29条 選抜試験に合格した者で本大学に入学しようとするものは、保証人を定め、所定の期日までに保証書を提出し、その他指定された手続をしなければならない。

2 本大学は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

第30条 保証人は、本人在学中に係る一切の事項についてその責に任じ、本人の父母またはこれに代わるべき者でなければならない。

第31条 保証人が死亡したまたは前条の要件を欠いた時は、遅滞なく新たな保証人を定め更に保証書を提出しなければならない。

第32条 病気その他止むを得ない事由により満2か月以上就学することができないときは、その事実を証明する書面を添え保証人連署して願い出て許可を受け当該学期間休学することができる。

2 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

3 休学回数は、通算して8回を超えることができない。

4 休学者は、第1項により休学した期間終了後、学期の初めにおいて復学する。

第33条 病気その他の事由により退学しようとする場合は、保証人連署をもつて願い出て許可を受けなければならない。

第34条 願いにより退学した者が再入学を願い出るときは、学年の初めにおいて原年次に入学を許可することがある。

第35条 再入学を許可された者は、第29条に規定する手続をしなければならない。

第36条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 第4条各項のただし書きに定める在学年数を超えた者

(2) 学費を納めない者

第36条の2 入学、編入学、休学、復学、退学および再入学の許可ならびに除籍は、教授会の議を経て、総長がこれを行う。

第5章 留学

第37条 本大学の学生が本大学との間にあらかじめ学生の相互交流を目的とする協定、または本大学からの留学に関する協定が成立している外国の大学、またはこれに相当する高等教育機関等および本学が認めた同等の大学、機関の授業科目を履修するため当該大学等への留学を希望するときは、審査の上、本人の教育上有益であると認める場合、これを許可することがある。

2 前項による留学は、本大学における学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下在学留学という）および休学とする留学（以下休学留学という）の2種とする。

第38条 在学留学の許可を受けた者については、その許可を受けた期間を本大学における在学年数に算入する。

第39条 在学留学の許可を得た者が、留学した大学等において修得した単位または成果のうち、教授会が適当と認めたものは、第10条の2第2項に基づき、本大学の卒業に必要な単位として認定することがある。

第40条 第32条の規定は、休学留学のための休学に準用する。

第6章 学費その他

第41条 選抜試験に合格した者で本大学に入学しようとするものは、別表2の2および別表2の3による学費を指定された入学手続期間内に納めなければならない。

2 学生は、別表2の3による学費を毎学年授業開始後の指定の期日までに納めなければならない。

3 第1項および第2項に定める学費のうち授業料および教育充実費は、前期・後期に分納を認めることがある。

第42条 学費とは、入学金、授業料（在籍料を含む。）、教育充実費及び実験・実習費をいう。

第43条 学費は、休学中も別に定める額を納めなければならない。

第44条 学年の途中で退学する場合も、学費は別に定める額を納めなければならない。

第45条 すでに納めた学費その他の納入金は、第2項および第3項に定めた場合を除いて、返還しない。

2 選抜試験に合格し学費その他の納入金を納めた者のうち、止むを得ない事由により、所定の手続きに則り入学辞退願を提出した者については、入学金を除く学費その他の納入金を返還するものとする。

3 出願時に卒業見込みや所定単位修得見込みなどで選抜試験に合格し、学費その他の納入金を納めた後に、卒業不可や所定単位未修得などが確定し、入学資格要件を満たすことができなくなった者には、届け出により入学金を含む学費その他の納入金を返還するものとする。

第46条 在学中の学費その他について変更のあった場合には、新たに定められた金額に基づいて納めなければならない。

第47条 教育職員免許状取得に必要な教職に関する専門科目および学芸員・司書・司書教諭・社会教育主事の資格取得に必要な科目を履修する者は、別表3による受講料を納めなければならない。

第48条 削除

第49条 証明書等の交付を受ける者は、別表5による手数料を納めなければならない。

第50条 学費滞納者には、当該年度の単位認定、研究指導の認定及び学位の授与を行わない。

第6章の2 特別外国人学生

第50条の2 本大学と協定のある外国の大学から派遣される学生および政府その他の機関から本大学に委託される外国人学生は、審査の上、特別外国人学生として入学を許可することがある。

第50条の3 入学を許可された特別外国人学生は、所定の手続きをし、かつ、別に定める納入金を納めなければならない。

第50条の4 特別外国人学生が履修した授業科目については、所定の単位を与えることができる。

第50条の5 特別外国人学生については、第5条を除き本学則を準用する。

第7章 科目等履修生・特別聴講学生

第51条 各学部および全学共通カリキュラム所定の授業科目中その1授業科目または教授業科目の学修を願い出る者に対して、選考の上、科目等履修生として学修を許可することがある。

2 教職課程、学芸員課程、司書課程および社会教育主事課程の所定の授業科目の学修を願い出る者に対して、選考の上、科目等履修生として学修を許可することがある。

3 科目等履修生として学修を願い出る者は、別表6による選考料を納めなければならない。

4 科目等履修生が、その履修した授業科目に合格した場合には、所定の単位を与える。

第51条の2 本大学と協定のある他大学学生および他の教育機関の学生・生徒が、本大学の授業科目の学修を願い出るときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生が、その聴講した科目に合格した場合には、所定の単位を与える。

第52条 第51条第1項および第2項で科目等履修生として学修を許可された者は、別表6による登録料および受講料を指定された期間内に納めなければならない。

第53条 削除

第54条 科目等履修生、特別聴講学生については、第5条を除き本学則を準用し、第51条、第51条の2および第52条で規定した以外の事項については、別に定める細則による。

第8章 賞罰

第55条 品行方正学業優等の者または善行により本大学の名誉を揚げた者は、これを表彰する。

第56条 本大学の規則に違反し、または本大学の教育方針に背いた者は、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学および退学の3種とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 学業を怠り成業の見込みのないと認められる者
- (2) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学は、行為により以下の各号が適用される場合がある。

- (1) 停学期間を在学年数に算入しない。
- (2) 当該年度の卒業を認めない。

5 停学中は以下の各号が適用される。

- (1) 停学中は、大学からの指示がある場合を除き、原則として大学に来ることはできない。
- (2) 当該科目の授業時数の2分の1以上の期間にわたって停学であった場合は、当該科目の単位修得は認められない。
- (3) 停学中は休学を願い出ることはできない。
- (4) 停学中は第37条による留学はできない。

第57条 賞罰は、教授会の議を経て、総長がこれを行う。

第9章 教職員組織

第58条 本大学に総長、チャプレン長およびチャプレン、研究科委員長、研究科専攻主任、学部長、全学共通カリキュラム運営センター部長、全学共通カリキュラム運営センター副部長、ランゲージセンター長、学校・社会教育講座委員長、課程主任、英語ディスカッション教育センター長、図書館長、学生部長、キャリアセンター部長、教務部長、総長室長、人権・ハラスメント対策センター長、入学センター長、国際センター長、メディアセンター長、総合研究センター長、新座キャンパス事務部長、ボランティアセンター長、大学教育開発・支援センター長、リサーチ・イニシアティブセンター長、学生相談所長、日本語教育センター長、学科長、全学共通カリキュラム運営センター構想・運営チームリーダー、課長、主幹、課長補佐、調査役、教授、准教授、助教、講師、カウンセラー、教育講師、特別任用教員、英語ディスカッション講師、英語ディスカッションプログラムマネージャー、実験技術員、事務職員、司書職員、技能職員、医療技能職員、校務職員、嘱託、助手を置く。

第59条 総長は、学長として本大学を統轄し、これを代表する。

第60条 チャプレン長およびチャプレンは、本大学の礼拝を掌り、宗教教育、キリスト教活動およびその行事を主管する。

第60条の2 研究科委員長は、研究科を主管する。

第60条の3 研究科専攻主任は、研究科委員長の事項に関し研究科委員長を補佐する。

第61条 学部長は、学部を主管する。

第62条 全学共通カリキュラム運営センター部長は、全学共通カリキュラム（一般教育課程）を主管する。

2 全学共通カリキュラム運営センター副部長は、全学共通カリキュラム（一般教育課程）運営センターの事項に関し全学共通カリキュラム（一般教育課程）運営センター部長を補佐する。

第62条の2 ランゲージセンター長は、教育講師に関する事項を主管する。

第62条の3 学校・社会教育講座委員長は、学校・社会教育講座の運営を主管する。

第62条の4 課程主任は、その課程の運営を主管する。

第62条の5 英語ディスカッション教育センター長は、英語ディスカッション講師および英語

ディスカッションプログラムマネージャーに関する事項を主管する。

第63条 図書館長は、図書館に関する事項を主管する。

第64条 学生部長は、学生の福祉厚生に関する事項を主管する。

第65条 キャリアセンター部長は、学生のキャリア支援および就職に関する事項を主管する。

第66条 教務部長は、教学に関する事項を主管する。

第67条 削除

第68条 総長室長は、総長室に関する事項を主管する。

第68条の2 削除

第68条の3 削除

第68条の4 削除

第68条の5 人権・ハラスメント対策センター長は、人権・ハラスメント対策センターに関する事項を主管する。

第68条の6 入学センター長は、入学センターに関する事項を主管する。

第68条の7 国際センター長は、国際センターに関する事項を主管する。

第68条の8 メディアセンター長は、メディアセンターに関する事項を主管する。

第68条の9 総合研究センター長は、各研究所を統括しこれを代表する。

第68条の10 新座キャンパス事務部長は、新座キャンパス事務部に関する事項を主管する。

第68条の11 削除

第68条の12 ボランティアセンター長は、ボランティアセンターに関する事項を主管する。

第68条の13 削除

第68条の14 大学教育開発・支援センター長は、大学教育開発・支援センターに関する事項を主管する。

第68条の15 リサーチ・イニシアティブセンター長は、リサーチ・イニシアティブセンターに関する事項を主管する。

第68条の16 削除

第68条の17 削除

第68条の18 学生相談所長は、学生相談所に関する事項を主管する。

第68条の19 日本語教育センター長は、日本語教育センターに関する事項を主管する。

第69条 学科長は、当該学科の事項に関し学部長を補佐する。

2 全学共通カリキュラム運営センター構想・運営チームリーダーは、当該構想・運営チームの事項に関し全学共通カリキュラム運営センター部長をおよび全学共通カリキュラム運営センター副部長を補佐する。

第70条 課長、主幹、課長補佐および調査役は、上長を補佐し所管事項を掌る。

第71条 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第72条 准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第72条の2 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第72条の3 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第73条 カウンセラーは、学生の相談にあずかり助育に当る。

第74条 削除

第74条の2 教育講師は、全学共通カリキュラム運営センター教育研究室の指揮を受け教育に従事する。

第74条の3 特別任用教員は、学部長または研究科委員長の指揮を受け主に学部または大学院の教育・研究に従事する。

第74条の4 英語ディスカッション講師は、全学共通カリキュラム運営センター教育研究室の指揮を受け教育に従事する。

第74条の5 英語ディスカッションプログラムマネージャーは、全学共通カリキュラム運営センター教育研究室の指揮を受け教育に従事する。

第75条 実験技術員は、教授、准教授、講師および助教の指揮により、研究および教育を技術面から支援する。

第76条 事務職員、司書職員、技能職員、医療技能職員、校務職員、嘱託及び助手は、その職制に基づく担当業務に従事する。

第10章 教授会

第77条 各学部教授会を置く。

2 教授会は、当該学部の教授および准教授をもつて構成する。ただし、学部の定めるところにより専任講師をこれに加えることができる。

3 教授会は、学部内の人事、学部長の選挙、教育課程、試験、学生の入学、編入学、卒業、休学、復学、退学、再入学、除籍、転部・転科および賞罰等のほか、総長の諮問事項に関し審議する。

4 教授会に関する細則は、別にこれを定める。

第77条の2 削除

第11章 附属施設

第1節 礼拝堂

第78条 礼拝堂は、本大学の建学精神の象徴であつて教職員および学生が日本聖公会の信仰と法憲・法規に基づいてキリスト教生活を営むことを目的とする。

第79条 礼拝堂においては、次の行事を行う。

- (1) 礼拝
- (2) 本学の諸式典
- (3) キリスト教講演
- (4) 聖書研究
- (5) その他のキリスト教行事

第2節 図書館

第80条 本大学図書館は、図書館本館、メディアライブラリー、人文科学系図書館、社会科学系図書館、自然科学系図書館（以上、池袋キャンパス）および新座図書館、新座保存書庫（以上、新座キャンパス）をもつて構成する。

第81条 本大学図書館所蔵の資料は、本学の教職員、学生および本学図書館が特に定めた者の利用に供する。

第82条 閲覧室の開架式による資料は自由閲覧とし、その他の資料は所定の手続によつて利用することができる。

第83条 各図書館が所蔵する資料の貸出に関する細則は、別にこれを定める。

第84条 各図書館の開館日および開館時間に関する細則は、別にこれを定める。

第3節 診療所

第85条 診療所は、教職員ならびに学生の保健衛生思想の向上、疾病の予防ならびに診療を行うことを目的とする。

第86条 本診療所の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 定時ならびに不定時健康診断の実施
- (2) 治療の実施
- (3) 保健衛生に関する講演会の開催
- (4) その他必要と認められた事項

第87条 本診療所の組織およびその他の細則は、別にこれを定める。

第4節 学生相談所

第88条 学生相談所は、学生が当面する問題について、カウンセリングを行うことを目的とする。

第89条 本相談所の組織およびその他の細則は、別にこれを定める。

第5節 研究所等

第90条 この大学に、研究所、センターその他の附属教育研究機関（以下「研究所等」という。）を置く。

第91条 前条の研究所等については、別に定める。

附 則

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1982 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1983 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1984 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1991年10月11日から施行し、1991年7月1日から適用する。

附 則
本学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1995年4月14日から施行する。

附 則
本学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則
本学則は、2012年4月1日から施行する。

別表1省略

別表2の1

入学検定料	35,000円
-------	---------

別表2の2

入学金	250,000円
-----	----------

備考 再入学の場合は、2分の1相当額を納めなければならない。

別表2の3

(単位 円)

学部学科	学年	授業料	教育充実費	実験・実習費	合計
文(心理学科を除く)	1年次	762,000	216,000	—	978,000
	2年次	752,000	186,000	—	938,000
	3年次	752,000	186,000	—	938,000
	4年次	752,000	186,000	—	938,000
文学部 心理学科	1年次				
	2年次				
	3年次				
	4年次	752,000	236,000	15,000	1,003,000
経済・法・観光学部	1年次	755,000	216,000	—	971,000
	2年次	745,000	186,000	—	931,000
	3年次	745,000	186,000	—	931,000
	4年次	745,000	186,000	—	931,000
社会学部 社会学科 現代文化学科 メディア社会学科	1年次	755,000	216,000	15,000	986,000
	2年次	745,000	186,000	15,000	946,000
	3年次	745,000	186,000	15,000	946,000
	4年次	745,000	186,000	15,000	946,000
社会学部 産業関係学科	1年次				
	2年次				
	3年次				
	4年次	745,000	186,000	—	931,000
理学部 数学科	1年次	1,055,000	343,000	—	1,398,000
	2年次	1,045,000	313,000	—	1,358,000
	3年次	1,045,000	313,000	—	1,358,000
	4年次	1,045,000	313,000	—	1,358,000
理学部 物理学科	1年次	1,055,000	343,000	80,000	1,478,000
	2年次	1,045,000	313,000	40,000	1,398,000
	3年次	1,045,000	313,000	80,000	1,438,000
	4年次	1,045,000	313,000	80,000	1,438,000
理学部 化学科	1年次	1,055,000	343,000	80,000	1,478,000
	2年次	1,045,000	313,000	40,000	1,398,000
	3年次	1,045,000	313,000	60,000	1,418,000
	4年次	1,045,000	313,000	80,000	1,438,000
理学部 生命理学科	1年次	1,055,000	343,000	80,000	1,478,000
	2年次	1,045,000	313,000	40,000	1,398,000
	3年次	1,045,000	313,000	80,000	1,438,000
	4年次	1,045,000	313,000	80,000	1,438,000
理学部 生命理学科	1年次	1,055,000	343,000	80,000	1,478,000
	2年次	1,045,000	313,000	40,000	1,398,000
	3年次	1,045,000	313,000	80,000	1,438,000
	4年次	1,045,000	313,000	80,000	1,438,000

(単位 円)

学部学科	学年	授業料	教育充実費	実験・実習費	合計
コミュニティ福祉学部 コミュニティ福祉学科	1年次				
	2年次				
	3年次				
	4年次	752,000	186,000	—	938,000
コミュニティ福祉学部 福祉学科 コミュニティ政策学科	1年次	762,000	216,000	3,000	981,000
	2年次	752,000	186,000	3,000	941,000
	3年次	752,000	186,000	—	938,000
	4年次	752,000	186,000	—	938,000
コミュニティ福祉学部 スポーツウエルネス学科	1年次	762,000	216,000	9,000	987,000
	2年次	752,000	186,000	9,000	947,000
	3年次	752,000	186,000	10,000	948,000
	4年次	752,000	186,000	10,000	948,000
経営学部	1年次	755,000	216,000	30,000	1,001,000
	2年次	745,000	186,000	15,000	946,000
	3年次	745,000	186,000	15,000	946,000
	4年次	745,000	186,000	15,000	946,000
現代心理学部	1年次	799,000	241,000	15,000	1,055,000
	2年次	789,000	236,000	15,000	1,040,000
	3年次	789,000	236,000	15,000	1,040,000
	4年次	789,000	236,000	15,000	1,040,000
異文化コミュニケーション学部	1年次	762,000	216,000	8,000	986,000
	2年次	752,000	186,000	4,000	942,000
	3年次	752,000	186,000	4,000	942,000
	4年次	752,000	186,000	1,000	939,000

備 考

1 授業料は在籍料 60,000 円 (半期 30,000 円を含むものとし、休学の場合は在籍料のみ徴収する。

2 文学部教育学科初等教育専攻の者は実験・実習費 11,000 円を納めなければならない。

3 理学部においては、理学部の履修要項の定めるところにより実験を履修しない者の実験・実習費は不要とする。なお、教育職員免許状取得のために自学科の卒業要件単位とならない実験を履修する者は、上記実験・実習費とは別に、それぞれ併記の実験・実習費を納めなければならない。

生物学実験 40,000 円

理科実験

物理実験 40,000 円

化学実験 40,000 円

地学総合実験 実費

コンピュータ実験 1 20,000 円

コンピュータ実験 2 20,000 円

理学部化学科においては、3年次に必修以外に選択実験を履修する者からは別に 20,000 円を徴収する。

理学部物理学科・化学科・生命理学科 3年次に編入をした者で、1・2年次に配当されている実験を履修する者は別に実験・実習費を納めなければならない。

4 コミュニティ福祉学部の「社会福祉援助技術演習 2」もしくは「精神保健福祉援助演習 2」(2001 年度以前 1 年次入学者、2003 年度以前 3 年次編入学者は「実習指導」を履修する者は、上記納入金に加えて実習登録費 4,000 円を、「社会福祉援助技術現場実習」もしくは「精神保健福祉援助実習」を履修する者は、上記納入金に加えて実習費 42,000 円を納めなければならない。

別表 3

教育職員免許状取得に必要な教職に関する専門科目の受講料	25,000 円
学芸員の資格取得に必要な博物館に関する科目の受講料	30,000 円
司書の資格取得に必要な図書館に関する科目の受講料	25,000 円
司書教諭の資格取得に必要な学校図書館に関する科目の受講料	15,000 円
社会教育主事の資格取得に必要な社会教育に関する科目の受講料	25,000 円

別表 4 削除

別表 5

項 目	邦 文	英 文
入 学 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
退 学 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
在 学 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
修 了 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
卒 業 (見 込) 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
成 績 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
単 位 取 得 (見 込) 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
教 員 免 許 状 取 得 見 込 証 明 書 (1 通につき)	200 円	
社会福祉士指定科目履修(見込)証明書(1 通につき)	200 円	
精神保健福祉士指定科目履修(見込)証明書(1 通につき)	200 円	
科 目 等 履 修 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
聴 講 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
学 士 号 証 明 書 (1 通につき)	200 円	400 円
調 査 書 (1 通につき)	200 円	
学 生 証 再 発 行 (1 通につき)	2,000 円	
通 学 定 期 乗 車 券 発 行 控 (1 通につき)	200 円	
科 目 等 履 修 生 証 再 発 行 (1 通につき)	2,000 円	
教 育 職 員 免 許 状 大 学 一 括 申 請 (1 通につき)	800 円	
学 校 図 書 館 司 書 教 諭 講 習 申 込 (1 通につき)	800 円	
学 位 記 等 再 発 行 (1 通につき)	20,000 円	

別表 6

選 考 料	12,000 円
登 録 料	40,000 円 (年額)
受 講 料 (1 単位につき)	23,000 円

備 考

- 1 第 51 条第 2 項の規定による科目等履修生に限り選考料および登録料は第 2 年目においてはこれを徴収しない。
- 2 他の教育研究機関との協定により科目等履修生を受け入れる場合、当該協定に基づき選考料、登録料および受講料を協定による金額とすることができる。

別表 7

学部	教育研究上の目的
文学部	文学部は、世界の多様な文学・言語・文化・歴史・思想・教育に関するテキストや人に触れる教育研究を通じて、幅広い人文的教養と深い人間理解に裏打ちされた主体的な批評精神をもって社会に貢献できる人を育てることを目的とする。
経済学部	経済学部は、教育研究を通じて、幅広い視野と柔軟な頭脳をもって変動する経済社会に対応できる、自立的な思考能力をもった人材を社会に送り出すことを目的とする。

学部	教育研究上の目的
理学部	理学部は、教育研究を通じて「科学の専門性を持った教養人」を育成することを目的とする。具体的には「科学の専門知識を有し、専門分野を中心とした領域での課題解決能力を発揮する人材」、「これらの知識や能力を大学院教育によってさらに高度に発展させようという人材」、加えて、「自信と誇りを持って社会に出て、大学で学んだ科学的考え方を活用できる人材」の育成をする。
社会学部	社会学部は、教育研究を通じて、あたりまえにとらわれない柔らかな感性で社会に学び、「発見・分析・提言」できる、他者への想像力を豊かにもった人間を育てることを目的とする。
法学部	法学部は、法学・政治学の教育研究を通じて、法曹・行政・企業・ジャーナリズム・政治・NPO など多様な分野でリーダーシップをとり、社会や組織の形成と発展を担う人材の育成を目的とする。
観光学部	観光学部は、観光関連分野に関する教育研究を通じて、広範囲で高度な学識を持ち、諸問題の解決を担う総合的な判断力と優れたリーダーシップを備えた有為な人材を養成することを目的とする。
コミュニティ福祉学部	コミュニティ福祉学部は、「いのちの尊厳のために(Vitae Dignitati)」という基本理念に立ち、教育研究を通じて、コミュニティを基盤とした福祉社会構築に貢献できる人材を養成することを目的とする。
経営学部	経営学部は、教育研究を通じて、価値観が多様化し急変する現代社会において、明確なビジョンと高潔さを有し、持続可能な社会の構築に向けて、経営学に関する専門知識を生かしつつリーダーシップを発揮する人材を育成することを目的とする。
現代心理学部	現代心理学部は「人間とは何か」という古くからの根本問題を、心、身体、映像に関する諸学の教育研究を通じて、サイエンス、フィロソフィ、アートが融合した、現代世界にふさわしい方法で探究することをその目的とする。
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学部は、教育研究を通じて、高度な言語能力とともに幅広い知識と国際的教養を備え、複眼的な視点から多文化共生社会の進展に貢献できる人材の育成を目的とする。